

建設業の一人親方の皆様へ

労災保険特別加入制度のご案内



一人親方特別加入員証
労働保険番号 21-1-01-930558-001
氏名 日本 太郎
生年月日 昭和 40 年 3 月 20 日
給付基礎日額 5,000 円
有効期限 平成 25 年 3 月 31 日
一人親方労災加入組合 505

(見本)

〒501-0119

岐阜県岐阜市大菅南 9 番 20 号

一人親方労災加入組合 理事長 服部 健

TEL 058(214)7011 FAX 058(253)8305

<http://www.rousai.info/>

労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号
21	1	01	930558	001

目次

1、よくある質問について	2、3
2、建設業における労災保険について	4
3、建設業における一人親方の範囲	5
4、特別加入時に健康診断が必要な場合	6
5、業務災害の判断基準	7
6、労災事故の場合の補償は？	8
7、給付基礎日額と補償内容について	9
8、年会費及び労災保険料について	10
9、加入月別労災保険料	11
10、組合概要	12
11、入会申込書	13、14
12、加入にあたっての注意事項	15
13、組合への連絡事項<加入員の方へ>	16

1 よくある質問について

よく寄せられるご質問とその回答を整理いたしました。

■料金・サービスに関するQ&A

Q、直接、労働局に労災の特別加入の申請はできますか？

A、出来ません。労働局の認可を受けた労働保険事務組合を経由しないと加入はできません。

Q、加入員証はいつ発送して頂けますか？

A、保険適用日から1週間以内となります。当月加入の場合は入金確認後1週間以内、翌月加入の場合は翌月1日から1週間以内となります。

Q、年度の途中で退会の場合労災保険料と年会費は返還して頂けますか？

A、労災保険料は返還致しますが、年会費は返還致しません。

Q、当一人親方の労災に加入できるのは、建設業に従事する方のみですか？

A、はい、当組合は建設業の業種に限定しています。

Q、法人の代表者ですが、一人親方の労災に加入できますか？

A、法人の場合も、従業員を雇わず、一人で従事する方は加入できます。

Q、家族のみで個人営業の場合、一人親方の労災に加入はできますか？

A、家族全員一人親方として労災の加入ができます。

Q、労働者を常時雇用するようになった場合はどうなりますか？

A、加入の脱退をして下さい。労働者がいる状態では労災事故が起きた場合、一人親方の労災の特別加入制度では補償の対象外です。中小事業主の特別加入制度に加入をして下さい。

Q、年度の途中、いつでも加入することはできますか？

A、はい、いつでも加入はできます。

Q、加入の申込みをする場合、住所地等により加入できない場合がありますか？

A、当組合に加入できるのは、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・富山県・石川県・福井県に現住所がある方のみ加入できます。

Q、加入日が5月であれば5月1日でも5月31日でも労災保険料は同額ですか？

A、保険料は、月割りの計算のため同額となります。

■給付基礎日額に関するQ & A

Q、給付基礎日額とは何ですか？

A、労災保険の給付額を計算する基礎となるもので、給付基礎日額が高ければ、労災保険料も高くなり、補償内容も手厚くなります。

Q、給付基礎日額で補償内容の違いはありますか？

A、負傷での休業、障害、死亡の場合に補償内容の違いはあります。当然、給付基礎日額が高ければ、保険料が高くなり、また補償内容も手厚くなります。

Q、治療費に関しては、給付基礎日額による違いはありますか？

A、労災の場合の治療費は、すべて無料です。給付日額によって違いはありません。

Q、給付基礎日額の選択は自由にできますか？

A、はい、自由に選択できます。

Q、給付基礎日額の変更は途中で可能ですか？

A、年1回、4月に変更可能です。

■労災事故に関するQ & A

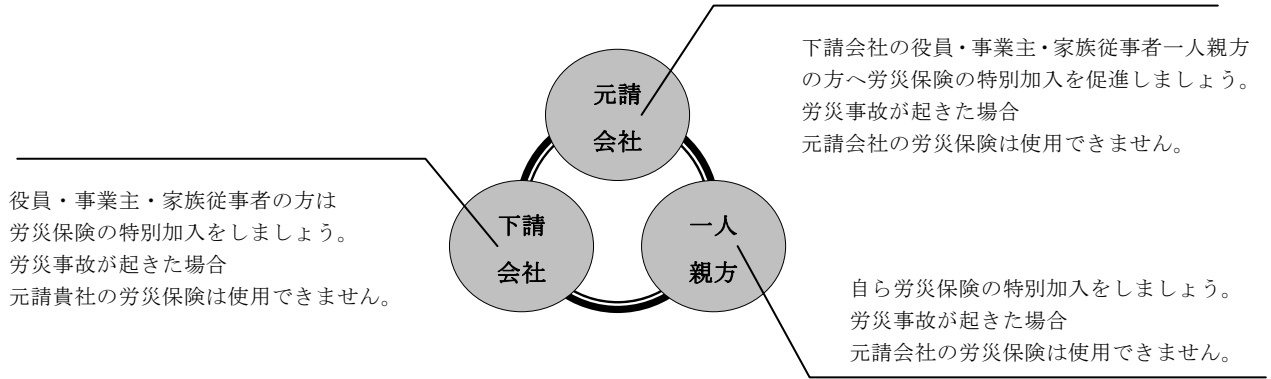
Q、労災で負傷した場合はどうしたらよいですか？

A、病院で労災である旨をお伝え下さい。その後、当組合へご連絡下さい。
病院へ提出するための労災の用紙を自宅へ郵送いたします。

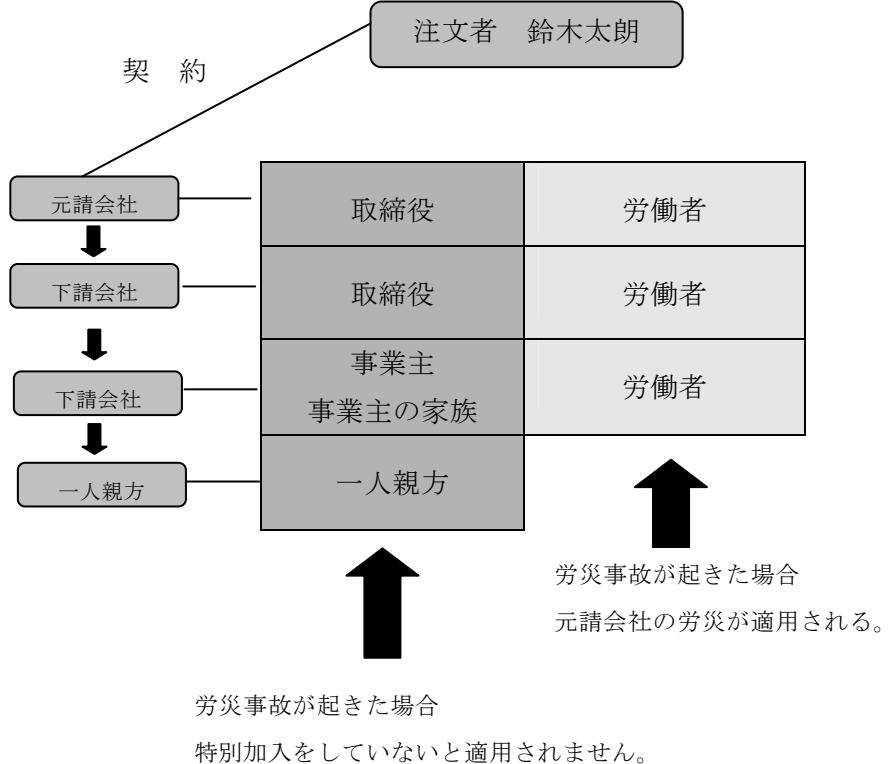
2 建設業における労災保険について

建設現場で働く労災について、元請・下請・かかわらず労働者については補償の対象となりますが、事業主（個人事業主・取締役）・一人親方については労災保険の特別加入をしていないと労災事故がおきても対象となりません。

建設業における労災保険の適用範囲



例示) 鈴木太朗新築工事



3 建設業における一人親方の範囲

建設業の一人親方とは、下記に該当するものを言います。

建設業の一人親方とは…

建設業における一人親方とは、労働者を使用しないで建設の事業（土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊若しくは、解体又はその他の準備の作業）に従事しているものを言います。

労働者を使用せずとは…

従業員（パート、アルバイト、日雇い等）を使用せず、一人で従事する方を言います。但し、たまたまアルバイト等を使用する場合でも差し支えないとされていますが、1年間のうち延べ100日を越える場合は、一人親方にはなりません。個人事業主に関わらず、法人の代表者でも一人で従事する方は、一人親方となります。

建設業の事業とは…

特に職種の限定はなく、大工、左官、石工、塗装工、配管工、土木、電気工事業、建設機械オペレーター、建具工、鉄骨加工等が該当します。

4 特別加入時に健康診断が必要な場合

一人親方が労災保険に加入する場合、業務の種類に応じて加入時に健康診断が必要となる場合があります。健康診断の結果、労災保険に加入できない場合もあります。

健康診断が必要な場合

労災保険に加入を希望する一人親方のうち、下表に記載する業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて業務をおこなった場合は、労災保険加入申請時に健康診断を受ける必要があります。

■健康診断が必要な場合

業務の種類	業務に従事した期間	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月以上	有機溶剤健康診断

注) 健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容・業務暦について虚偽の報告を行った場合には、労災保険の加入の承認がされなかったり、保険給付が受けられない場合があります。

健康診断を受診する場合について

加入時の健康診断は指定された医療機関及び定められた期限内に受診する必要があります。また、健康診断に要する費用は、国が負担しますが、交通費は自己負担となります。健康診断の結果が判明するまでは、労災保険の加入の申請はできません。

健康診断の結果、労災保険の加入ができない場合

健康診断の結果、労災保険加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害が一般的に就業することが困難であり療養に専念しなければならないと認められる場合には、労災保険の加入は認められません。

5 業務災害の判断基準

保険給付の対象となる業務災害は、下記の業務を行った場合に限られます。

一人親方の業務災害の判断基準

下記に該当する行為における業務災害に関しては、労働災害と認められます。

■請負契約に直接必要な行為を行う場合

例) 工事の請負契約を締結する行為、契約前の見積り、現場の下見を行う場合等

■請負工事現場の作業及びこれに直接附帯する行為

例) 請負工事現場における作業等全般

■請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

例) 請負契約による作業を自社の鉄工所・工場等で行う場合

■請負工事に係る機械・製品を運搬する作業

例) 請負工事に係る機械・製品を自宅から工事現場まで運搬する行為

■突発事故（台風・火災等）による予定外の緊急出勤途上の行為

例) 台風・火災等のため工事現場へ建物の保全のため緊急に赴く行為

■通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取扱われます。

6 労災事故の場合の補償は？

こんなときは	給付の種類	補償内容	特別支給金
業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	療養補償給付 療養給付	必要な治療が無料で受けられます。	
業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため4日以上休業となった場合	休業補償給付 休業給付	休業4日目以降 休業1日につき… 給付基礎日額×60%	休業4日目以降 休業1日につき… 給付基礎日額×20%
業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月で治癒せず傷病等級に該当した場合	傷病補償給付 傷病給付	1年間に 1級…給付基礎日額×313日分 2級…給付基礎日額×277日分 3級…給付基礎日額×245日分	一時金として 1級…114万円 2級…107万円 3級…100万円
傷病が治癒したあと身体に障害等級に該当する一定の障害が残った場合	障害補償給付 障害給付	年金 1年間に 1級…給付基礎日額×313日分 7級…給付基礎日額×131日分	一時金として 1級…342万円 14級…8万円
		一時金 8級…給付基礎日額×503日分 14級…給付基礎日額×56日分	
死亡した場合	遺族補償給付 遺族給付	年金 1年間に 遺族1人…給付基礎日額×153日分 遺族2人…給付基礎日額×201日分 遺族3人…給付基礎日額×223日分 遺族4人以上…給付基礎日額×245日分	一時金として 300万円
		一時金 遺族年金を受取る遺族がない場合等 給付基礎日額×1000日分	
障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受給している方のうち一定の障害を有する方が介護を受けている場合	介護補償給付 介護給付	介護の費用として支出した額が支給（上限あり）。但し常時介護、随時介護又親族等の介護等、うけている介護により支給金額が異なります。 常時介護…56,950円～104,970円 随時介護…28,480円～52,490円	
死亡した方の葬祭を行う場合	葬祭料 葬祭給付	給付基礎日額×30日分+31.5万円又は 給付基礎日額×60日分いずれか高い方	

7 給付基礎日額と補償内容について

建設業の一人親方の労災保険料は、給付基礎日額を基準に決定します。

給付基礎日額とは・・・

給付基礎日額とは、労災保険の保険給付の額を算定する基礎となるものです。所得基準に見合った適正な給付基礎日額を選択下さい。なお、一度決定された給付基礎日額は、毎年4月1日から5月20日までの間に変更することができます。

給付基礎日額と補償内容・・・

給付基礎日額による補償内容については、下記の通りです。

■給付基礎日額による補償内容

給付基礎日額 \ 補償	治療費	休業補償 休業1日分	障害年金 7級の場合	葬祭費用	遺族年金 遺族1名
5,000円	無料	4,000円	655,000円	465,000円	765,000円
6,000円		4,800円	786,000円	495,000円	918,000円
7,000円		5,600円	917,000円	525,000円	1,071,000円
8,000円		6,400円	1,048,000円	555,000円	1,244,000円
9,000円		7,200円	1,179,000円	585,000円	1,377,000円
10,000円		8,000円	1,310,000円	615,000円	1,530,000円
12,000円		9,600円	1,572,000円	720,000円	1,836,000円
14,000円		11,200円	1,834,000円	840,000円	2,142,000円
16,000円		12,800円	2,096,000円	960,000円	2,448,000円
18,000円		14,400円	2,358,000円	1,080,000円	2,754,000円
20,000円		16,000円	2,620,000円	1,200,000円	3,060,000円

※ 労災による治療費は、給付基礎日額に関わらず全て無料となります。

※ 休業補償は、労務不能4日目から支給されます。

※ 障害補償年金に関しては、障害等級7級の場合の年金額を記載。

※ 葬祭費用に関しては、葬祭を行った者に支給されます。

※ 遺族年金に関しては、遺族が1名の場合の年金額を記載。

※ 遺族とは配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、一定の要件に該当するものに限られます。

8 年会費及び労災保険料について

当組合に入会した場合、年会費及び労災保険料が必要となります。年度の途中で退会した場合、労災保険料は返還致しますが、年会費は返還致しません。

■年会費

年会費は当組合の事務手数料です。10人以上のグループで申込み場合は、団体割引が適用となります。年会費に関しては、毎年4月から翌年3月までを区切りとしています。初年度に関して、加入月数が12ヶ月未満の場合でも年会費は12,000円となります。

申込み人数	年会費
1名での申込み	1名：12,000円
10名以上の申込み	1名：10,000円
30名以上の申込み	1名：8,000円

■労災保険料

労災保険料は給付基礎日額の金額が高いほど、手厚い補償となります。給付基礎日額を自己で選択してお申込み下さい。

給付基礎日額	労災保険料/年間
5,000円	34,675円
6,000円	41,610円
7,000円	48,545円
8,000円	55,480円
9,000円	62,415円
10,000円	69,350円
12,000円	83,220円
14,000円	97,090円
16,000円	110,960円
18,000円	124,830円
20,000円	138,700円

9 加入月別労災保険料

給付基礎日額	加入希望月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,000円	34,675円	31,768円	28,880円	25,992円	23,104円	20,216円	17,328円	14,440円	11,552円	8,664円	5,776円	2,888円
6,000円	41,610円	38,133円	34,675円	31,198円	27,740円	24,263円	20,805円	17,328円	13,870円	10,393円	6,935円	3,458円
7,000円	48,545円	44,498円	40,451円	36,404円	32,357円	28,310円	24,263円	20,216円	16,169円	12,122円	8,075円	4,028円
8,000円	55,480円	50,844円	46,227円	41,610円	36,974円	32,357円	27,740円	23,104円	18,487円	13,870円	9,234円	4,617円
9,000円	62,415円	57,209円	52,003円	46,797円	41,610円	36,404円	31,198円	25,992円	20,805円	15,599円	10,393円	5,187円
10,000円	69,350円	63,555円	57,779円	52,003円	46,227円	40,451円	34,675円	28,880円	23,104円	17,328円	11,552円	5,776円
12,000円	83,220円	76,285円	69,350円	62,415円	55,480円	48,545円	41,610円	34,675円	27,740円	20,805円	13,870円	6,935円
14,000円	97,090円	88,996円	80,902円	72,808円	64,714円	56,620円	48,545円	40,451円	32,357円	24,263円	16,169円	8,075円
16,000円	110,960円	101,707円	92,454円	83,220円	73,967円	64,714円	55,480円	46,227円	36,974円	27,740円	18,487円	9,234円
18,000円	124,830円	114,418円	104,025円	93,613円	83,220円	72,808円	62,415円	52,003円	41,610円	31,198円	20,805円	10,393円
20,000円	138,700円	127,129円	115,577円	104,025円	92,454円	80,902円	69,350円	57,779円	46,227円	34,675円	23,104円	11,552円

年会費：12,000円（別途必要）

H21.4.1 改定

10 組合概要

■労働保険事務組合概要											
組 合 名	一人親方労災加入組合										
労働保険番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>府 県</th> <th>所 掌</th> <th>管 轄</th> <th>基幹番号</th> <th>枝番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>1</td> <td>01</td> <td>930558</td> <td>001</td> </tr> </tbody> </table>	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号	21	1	01	930558	001
府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号							
21	1	01	930558	001							
労働局許可	一人親方労災加入組合は国の労働者災害補償保険法により、建設業に従事する一人親方の労災保険の特別加入制度を取扱うことのできる認可組合です。										
加入員について	当組合の加入員については、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・富山県・石川県・福井県に現住所がある方に限定されています。										
住 所	〒501-0119 岐阜県岐阜市大菅南 9 番 20 号										
理事長	服部 健 社会保険労務士（登録番号：21020008 号）										
電話番号	058-214-7011										
F A X 番号	24 時間 365 日受付 058-253-8305										
メールアドレス	hattori@ccom.or.jp										
U R L	http://www.rousai.info/										
創 業	昭和 52 年										
併設事務所	服部社会保険労務士事務所 岐阜労務総合センター										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険等の各種手続き ・ 労災保険等の各種手続き ・ 労働基準法に関する事項 ・ 労働安全衛生法に関する手続き 										

一人親方労災加入組合 理事長 服部 健 殿

入会申込書 兼 誓約書

申込者	住所	〒		
		(※ 住所地→岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・福井県・富山県・石川県限定)		
	ふりがな		生年月日	昭和
	氏名			年 月 日
	電話			平成
携帯番号		F A X		
業務の内容 (記入例、大工、 電気工事等)				
特定業務従事歴の有無	従事した期間			
粉じん作業を行う業務	無 ・ 有 →	年 月頃から	年 月頃まで	
身体に振動を与える業務	無 ・ 有 →	年 月頃から	年 月頃まで	
鉛業務	無 ・ 有 →	年 月頃から	年 月頃まで	
有機溶剤業務	無 ・ 有 →	年 月頃から	年 月頃まで	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装工、掘削工、はつり工等の方は加入時の健康診断の必要がありますので上記の特定業務従事歴の有・無いいずれかに○をし、従事した期間を必ず記入して下さい。 ・ 他の建設業の方も加入時の健康診断必要の有・無を判断しますので必ず有・無いいずれかに○をして下さい。 				
希望する 給付基礎日額	5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・9,000円・10,000円			
	12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円 のいずれかに○			
加入希望月	月から加入希望 (※加入月は、当月又は翌月でお願いします。)			

上記の通り、貴組合に加入し労災保険の事務処理を委託すると共に、下記の事項を承諾の上、違背なく貴組合の定款及び規則等を遵守することを誓約します。

1. 労働保険料及び会費は、毎年3月25日までに全額を納入します。
2. 住所・氏名等に変更を生じたときは、速やかに貴組合に連絡致します。
3. 労働安全衛生法を遵守し、業務災害の防止と安全に努めます。
4. 故意に保険料の納入を遅延した時、その他組合に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と異なった記載をしたことが判明した時は、組合員としての資格を取り消されても一切異議申立を行わないことを誓約します。

平成 年 月 日

氏 名

印

運転免許証のコピー

※ 入会申込書・運転免許証の写しをご送付下さい。(下記 FAX 又は住所宛)

〒501-0119
岐阜市大菅南 9 番 20 号
一人親方労災加入組合 服部 健 宛
FAX058-253-8305

12 加入にあたっての注意事項

1、入会申込書・運転免許証が当組合に到達後、年会費・労災保険料の請求を申込者のFAX若しくは住所宛に送付します。
年会費・労災保険料の振込みは、請求書到達後3営業日以内をお願いします。
保険適用日から1週間程で会員証を郵送致します。

2、書類が全て揃い、入金確認ができましたら2営業日以内に当組合が労働局へ届出を致します。

保険の適用日は労働局に届出をした翌日以降となります。

※ 適用日以前の事故に関しては一切、保証できません。さかのぼっての保険加入もできません。

3、年会費に関して、毎年4月から翌年3月を区切りとして12,000円です。

初年度は、12ヶ月に満たない月数でも12,000円となります。

(例：3月に新規加入した場合、加入月数は1ヶ月ですが初年度の年会費は12,000円となります。)

13 組合への連絡事項<加入員の方へ>

以下の事由が発生した場合は、当組合までご連絡下さい。

■加入員に関する事項

変更内容	期限
加入員の名前	速やかに
住所	
電話番号	
FAX番号	
従業員を雇用した場合	
建設業以外の業種に変更した場合	
退会する場合	
給付基礎日額の変更を希望	毎年2月20日から5月10日の間

■労災事故又は通勤災害に関する事項

変更内容	期限
負傷で通院する場合	速やかに
病院を変更する場合	
休業4日以上入院・自宅療養	
死亡した場合	